

青森県報

第四千二百八十二号

平成二十九年
四月三日
(月曜日)

目次

告 示

- 鳥獣捕獲等事業の認定……………(自然保護課) ……一
- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービスの廃止の届出……………(同) ……三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(上北地域県民局) ……五
- 右 同……………(同) ……五

雑 報

告 示

○平成二十九年調理解師試験の実施について……………(保健衛生課) ……五

青森県告示第百八十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認定年月日

平成二十九年三月二十七日

二 認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森県青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

對馬和義

青森県告示第百八十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 認定の有効期限 |
|-----|-------|---------|
| | 青森県知事 | 三 村 申 吾 |

| | | |
|-----------------------|----------------------|------------------|
| 外ヶ浜町国民健康保 険外ヶ浜中央病院 | 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四 二の一 | 平成三十二年三月二十七 日 |
| 青森市民病院 | 青森市勝田一丁目一四の二〇 | 平成三十二年三月三十一 日 |
| つがる西北五広域連 合つがる総合病院 | 五所川原市字岩木町一二の三 | 〃 |
| 独立行政法人国立病 院機構弘前病院 | 弘前市大字富野町一 | 平成三十二年四月五日 |

青森県告示第百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
より公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は 氏名 | 主たる事務所の 所在地又は住所 | 居宅サ ビスの 種類 | 居宅サ ビス事 業を行 う所 | | 指 定 年 月 日 |
|---------------|----------------------------|------------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------|
| | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 一般社団法人 緑の杜 | 十和田市西十二 番町一〇の二〇 石倉荘一 | 訪問看護 | みどりの風 訪問看護 ステーション | 十和田市西十二 番町一〇の二〇 石倉荘一 | 平成 二九・四・一 |
| 一般社団法人 緑の杜 | 十和田市西十二 番町一〇の二〇 石倉荘一 | 居宅療養 管理指導 | みどりの風 訪問看護 ステーション | 十和田市西十二 番町一〇の二〇 石倉荘一 | 〃 |
| 株式会社 LD | 東津軽郡平内町 大字清水川字大 川添三六 | 訪問介護 | 訪問介護事 業所ライ | 東津軽郡平内町 大字小湊字下槻 五の六 | 〃 |
| 社会福祉法 人七峰会 | 弘前市大字下白 銀町二一の八 | 通所介護 | デイサービス わがセンター | 弘前市大字若葉 二丁目一五 | 〃 |

| | | | | | |
|-------------|------------------------------|------|-----------------------|------------------------------|---|
| 株式会社ラ イト | 北津軽郡鶴田町 大字葛蒲川字前 田二二四の一 | 訪問介護 | ヘルパース テーション ひかり | 北津軽郡鶴田町 大字葛蒲川字前 田二二四の一 | 〃 |
|-------------|------------------------------|------|-----------------------|------------------------------|---|

青森県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指
定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法
第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は 氏名 | 主たる事務所の 所在地又は住所 | 居宅サ ビスの 種類 | 居宅サ ビス事 業を行 う所 | | 届 出 年 月 日 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 社会福祉 法人西寿 会 | 西津軽郡深浦町 大字轟木字津山 一八の四 | 通所介 護 | 深浦町デ イサービス センター | 西津軽郡深浦 町大字轟木字 津山一八の四 | 平成 二九・三・六 | 平成 二九・三・三 |
| 社会福祉 法人つが る三和会 | 弘前市大字茜町 二丁目一の二 | 訪問介 護 | ホームハ ブステーション いたや | 北津軽郡板柳 町大字辻字岸 田六六 | 二九・二・二〇 | 〃 |
| 社会福祉 法人野辺 地町協 会 | 上北郡野辺地町 字前田一の七 | 訪問入 浴介護 | のへじ社 協訪問入 浴介護事 業所 | 上北郡野辺地 町字前田一の 七 | 二九・二・三 | 〃 |

青森県告示第百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次
のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-----------|----------------------|-------------|----------------------|--------------|
| 氏名称又は名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービスの業務所 | 指月日定 |
| 一般社団法人緑の杜 | 十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘一 | 訪問看護 | 十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘一 | 平成 二九・四・一 |
| 一般社団法人緑の杜 | 十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘一 | 介護予防管理指導 | 十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘一 | 〃 |
| 株式会社LD | 東津軽郡平内町大字清水川字大川添三六 | 訪問介護 | 東津軽郡平内町大字小湊字下槻五の六 | 〃 |
| 株式会社イト | 北津軽郡鶴田町大字菫蒲川字前田二二四の一 | 訪問介護 | 北津軽郡鶴田町大字菫蒲川字前田二二四の一 | 〃 |

青森県告示第百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|--------|----------------|-------------|--------------|--------|--------|
| 氏名称又は名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービスの業務所 | 届止の年月日 | 廃止の年月日 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | |
|--------------|----------------|------|------------|-------------------|---------------|---------------|
| 株式会社みなとみらい | 八戸市湊高台四丁目一三の二〇 | 介護通所 | ひだまり家はしみ | 三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七五 | 平成 二九・一・二七 | 平成 二九・二・二六 |
| 社会福祉法人つがる三和会 | 弘前市大字茜町二丁目一の二 | 介護訪問 | ホームヘルプサービス | 北津軽郡板柳町大字辻字岸田六六 | 二九・二・二〇 | 二九・三・三三 |

青森県告示第百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|------|------|-----|---------|---|---------------|
| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 指月日定 |
| ベイ薬局 | 緑ヶ丘店 | むつ市 | 緑ヶ丘三五の四 | | 平成 二九・三・三三 |

青森県告示第百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|------|
| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 指月日定 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

アップル調剤薬局岩木

弘前市大字賀田一丁目三の二六

平成
二九・四・一

青森県告示第二百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|--------------|----------------|--------------|
| はれやか薬局 | 青森市西大野一丁目一五の二一 | 平成 二九・四・一 |
| ハッピー調剤薬局西大野店 | 青森市西大野三丁目一三の八 | 〃 |

青森県告示第二百九十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
むつ市・下北郡佐井村（以上一市一村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課並びにむつ市役所及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工建
- 二 氏名 山中雅意
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字戸山字赤坂七八の三四八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二四）第一〇〇六六一号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 一貫道

二 氏名 対馬英樹

三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字片岡一〇の一八コーポはやし一号

四 許可番号 青森県知事許可(般一四九)第一〇〇四九〇号

五 取消年月日 平成二十九年三月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大池建設

二 氏名 大池義輝

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字寒水六五の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一四九)第一六三八三号

五 取消年月日 平成二十九年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 コベルコプロフェッショナルサービス株式会社

二 代表者の氏名 金丸通昭

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附二六一の四

四 許可番号 青森県知事許可(特一二五)第五〇〇四〇二号

五 取消年月日 平成二十九年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

平成29年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成29年4月3日

公益社団法人調理技術技能センター

理事長 石川 東功

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成29年10月14日(土曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

青森県観光物産館アスパム(青森市安方一丁目1番40号)

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成29年5月15日(月曜日)から6月26日(月曜日)まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。)

公益社団法人調理技術技能センター

3 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

平成29年5月15日(月曜日)から6月26日(月曜日)まで(同日消印有効)

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要)

平成29年5月15日(月曜日)から6月26日(月曜日)までの平日の午前9時から午後5時まで

公益社団法人調理技術技能センター

調理師試験担当

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上

かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成29年11月30日(木曜日)

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板

青森県庁東側掲示板及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板(県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。)

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213

| | | |
|---|--|--------------------------------------|
| <p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p> | <p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p> | <p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口二付十五円四十四銭</p> |
|---|--|--------------------------------------|